

令和 7 年度 助成対象サービス【助成率1/2(上限30万円)】

※ 東京都又は墨田区における他の補助制度等の対象となるサービスについては、助成対象にはなりませんので御注意ください。

	区分	福祉サービス名称（助成率 1 / 2）	サービス 中心対象
1	高齢	訪問介護	☆
2		訪問入浴介護	☆
3		訪問看護	☆
4		特定施設入居者生活介護【有料老人ホーム・ケアハウス】	
5		福祉用具貸与	☆
6		居宅介護支援	☆
7		通所介護【デイサービス】	☆
8		地域密着型通所介護	☆
9		認知症対応型通所介護	☆
10		短期入所生活介護【ショートステイ】	
11		指定介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】（東京都特別養護老人ホーム経営支援事業対象外のもの）	
12		介護老人保健施設	
13		軽費老人ホーム【ケアハウス】	
14		都市型軽費老人ホーム	
15		小規模多機能型居宅介護（介護予防含む。）	☆
16		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	☆
17		看護小規模多機能型居宅介護	☆
18	障害	居宅介護	
19		短期入所（報酬体系上医療型に分類される事業所）	☆
20		生活介護（営利法人立の事業所）	☆
21		生活介護（主たる利用者が重症心身障害者の事業所）	
22		自立訓練【機能訓練】（営利法人立の事業所）	☆
23		自立訓練【生活訓練】（営利法人立の事業所）	☆
24		宿泊型自立訓練（宿泊型自立訓練を単独事業として実施している事業所）	☆
25		就労移行支援（営利法人立の事業所）	☆
26		就労継続支援 A 型（営利法人立の事業所）	☆
27		就労継続支援 B 型（営利法人立の事業所）	☆
28		多機能型事業所（営利法人立の事業所）	☆
29	障害児	児童発達支援センター（障害者施策推進区市町村包括補助事業対象外のもの）	
30		児童発達支援事業（民立の事業所）	
31		放課後等デイサービス（都型放課後等デイサービス事業対象外のもの）	
32		障害児多機能型事業所（障害者施策推進区市町村包括補助事業対象外のもの）	
33	保護	日常生活支援住居施設	
34	その他	都が評価対象としているサービスで、他の事業において受審費補助の対象となっていないもの	

注) 「サービス中心対象」欄に☆が記載されているサービスは、令和 2 年 3 月 1 2 日付け 3 1 財情報第 1 9 0 2 号「東京都福祉サービス第三者評価における利用者調査とサービス項目を中心とした評価の実施について（通知）」に基づく評価手法の対象サービスである。